

平成22年（行ヒ）第42号 政務調査費返還命令処分取消請求事件

上告人 目黒区

被上告人 須藤甚一郎

弁 論 要 旨

平成24年12月12日

最高裁判所第二小法廷 御中

〒152-0034

東京都目黒区緑が丘1丁目11番3号

被上告人 須藤甚一郎

電話：03-3723-8167

FAX：03-3717-6223

第1

はじめに

被上告人の須藤甚一郎です。私は、法律の専門家でないのですが、本件訴訟は弁護士を代理人にせず、本人訴訟で提起・追行しております。そのため、答弁書を去る12月7日に提出したあと、答弁書を読み直したところ、企図した通り書き切れてなかった個所や補充すべき個所に気づきました。幸い口頭陳述の機会を与えられましたので、若干の補充をさせていただきます。

1 被上告人は、本件各支出を政務調査のため支出しました

(1) 端的に申し上げれば、本件政務調査費返還命令処分の対象になった本件

各支出合計13万5725円は、そもそも被上告人が政務調査のために支出したものであります。被上告人は、答弁書第2、2において、本件政務調査費は、住民訴訟の普通の経費に充てたのではなく、政務調査に充てたのであることを述べました。被上告人は、答弁書22頁22行目～29頁7行目において、どのような政務調査を行ったのかについて、詳しく説明いたしました。

それをご一読くだされば、本件各支出は、被上告人の政務調査に支出されたのはおわかりいただけるはずです。誤解のないように、この際はつきりと本件各支出は政務調査のため支出したことを最初に申し上げておきたいのです。

本件各支出は、被上告人が提起・追行した目黒区本庁舎売却に係る39億円1000万円の損害賠償請求の別件住民訴訟により派生した政務調査であるため、被上告人は政務調査費の一部を本件各支出に充てました。その結果、被上告人が住民訴訟経費の一部に政務調査費を充てたとして、本件返還命令処分及び上告人の主張も政務調査費を住民訴訟に充てるのは違法である旨を主張しています。

そもそも、被上告人は目黒区の政務調査費に関する条例、使途基準、申合せ事項を遵守し、本件各支出を政務調査のために支出したのです。被上告人は、政務調査の一環として、別件住民訴訟を提起・追行しましたので、結果として本件各支出が住民訴訟経費のため、政務調査費が充てられたと受け取られたのです。

ここで、本件各支出の詳細をもう一度確認しておきます。答弁書第2、2(1)、22頁22行目～23頁10行目において、被上告人の政務調査であるため、政務調査費から支払った本件各支出の内訳を述べました。以下の通りです。

(本件支出1)が、審査委員会の録音テープの反訳およびダビング、その費用が3万1775円。(本件支出2)は、別件住民訴訟における証人尋問の目黒区職員の証言及び被上告人本人の証言を反訳した速記録の作成で、7万560

0円でした。本件支出3は、平成18年2月、上記の別件住民訴訟について敗訴判決を受けたので、控訴し控訴提起の手数料及び予納切手のために、収入印紙1万9500円および切手8850円、その費用合計は2万8350円。

以上、(本件支払1)3万1775円、(本件支払2)7万5600円、(本件支払3)2万8350円の合計は、13万5725円です。いずれの支出も政務調査に不可欠であったのです。控訴に係る費用も、別件住民訴訟の一審判決が価格の有利性を考慮せず、跡地利用計画の差と39億1000万円もの価格差を比較考量することがなかったため、さらに政務調査を継続し、住民訴訟を迫り続けて、目黒区の執行部が行った財務会計行為を調査するために是非とも必要な支出であったのです。

(2) 目黒区が平成15年3月、区財政難にも拘わらず、区役所本庁舎移転のため、本庁舎跡地を最高購入希望金額が111億1000万円であることを考慮せず、随意契約により72億円で売却したのです。すでに述べたように、差額はじつに39億1000万円でした。

このような価格の有利性を無視した随意契約は、地方自治法第234条「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」及び地方自治法施行令第167条の2第1項2号「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

2 不動産の買入れ、又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に違反すると、被上告人は判断しました。そして被上告人は、区の被った損害を取り戻すため、平成

15年6月、契約担当者である当時の目黒区長及び売却先を選定した区の幹部職員に39億1000万円の損害賠償請求の住民訴訟を提起・追行したのです。

と同時に、被上告人は、別件住民訴訟提起・追行を政務調査の一環として位置づけ、政務調査の結果を速やかに住民に伝え、議会で一般質問等に活用したのは、原判決の判示及び被上告人の答弁書で明らかにされている通りです。

原判決は、一審判決書18頁11行目～22行目を引用して、

「地方自治法242条の2の規定に基づく住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による同法242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実の予防又は是正を裁判所に請求する権能を住民に与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものである（最高裁昭和51年（行ツ）第120号同53年3月30日第一小法廷判決・民集32巻2号485頁参照。）このように、地方財務行政の適正な運営を確保するという目的を有する住民訴訟の提起及び遂行は、議員による区政に関する調査研究活動と、その目的において重なり合いを有するものであるということが出来る。」と判示して、原審は、被上告人が住民訴訟を政務調査としたことを適法であると判断したのです。

2 上告人の「議員の身分に基づいて支給される政務調査費を住民訴訟に充てるのは憲法14条に違反する」との失当な主張について

被上告人は、答弁書第2、3「上告受理申立理由書に対する反論」として、29頁から38頁までを費やして、上告人のいう社会的身分の差別に当たり憲法14条の法の下での平等に違反する旨と同趣旨の主張に対して、ことごとく反論しました。

被上告人は、どうしても理解に苦しむことがあります。上告人は、本件訴訟の一審及び原審において、議員の身分を有する者が、支給された政務調査費を住民訴訟費用に充てるのは、政務調査費を支給されない住民に対しての身分差

別に当たり、憲法14条に違反するとの主張をしなかったのです。

なぜ、上告人は憲法違反という重大な違法行為を突如、上告受理申立書において主張しはじめたのか。上告人はそのことについて、何ら説明していないし、合理的な理由も存在しないというべきでしょう。

憲法違反を持ち出して、上告を受理してもらう要件にしたと推認するのは、筋違いでしょうか。

上告受理申立理由書（9頁10行目から15行目まで）から、憲法違反と主張する一節を引用します。

「住民訴訟を提起するに要する費用や訴訟の提起・追行に必要な弁護士費用を、議員としての身分に基づき当該自治体から支給された政務調査費のうちから賄うことが許されるとしたならば、議員の身分を有する住民は、以下に述べるとおり議員の身分を有しない住民より、行政事件訴訟上の住民訴訟において著しく優遇されることになり、このことは、国民に対し、ひとしく裁判を受ける権利を保障した憲法32条に反し、また憲法14条に定める社会的身分による差別に当たり、法の下での平等に著しく反することになる。（9頁10行目から15行目）。同趣旨の主張は数多あり、被上告人は答弁書において、いずれの主張にも反論し、憲法違反に当たらないことを主張したのです。

3 被上告人は、別件住民訴訟の原因である目黒区本庁舎跡地売却に係る議会の表決当時は議員ではなく、表決に加わっていません

被上告人は、答弁書42頁9行目から43頁10行目において、「執行機関の財務会計行為の議案に反対した議員も住民訴訟を提起できる」として、一般論として、原判決を引用して反論しました。

上告人は被上告人が、目黒区本庁舎跡地売却議案の表決に加わっていたと誤解し、表決に加わった議員は住民訴訟を提起できないと主張していると考えられます。しかし、被上告人は、平成11年4月の区議会議員選挙で初当選。同

13年6月に参院選比例区立候補で辞職。平成15年4月の区議選で当選し、再び目黒区議になったのです。

別件住民訴訟の本校舎売却の議案は、平成15年3月に議会で議決されたのですから、その時点では被上告人は区議会議員ではなく、したがって表決に加わっていません。このことは一審の審理及び証拠で自明であるし、被告は目黒区の執行機関なのですから、被上告人の区議の任期について詳細にわかる立場にありながら、上記の主張とするとは杜撰というべきです。

以上で口頭陳述を終わります。

答弁書及び本弁論要旨で述べましたように、上告人の主張には理由がないので、どうか本件上告を棄却するようお願い申し上げます。

以上